

スポーツ基本法の改正について

【スポーツ基本法の改正の趣旨】

スポーツ基本法の制定から14年が経ち、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化しています。健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるものです。

【スポーツ基本法の改正の概要】

1. 前文の改正（前文関係）

前文に、以下の事項を明示します。

- ①スポーツに親しむことのできる機会の確保等（基本理念にも規定）
- ②多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等（同上）
- ③スポーツと文化芸術等の他の分野との連携
- ④スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」

改正後	改正前
スポーツは、世界共通の人類の文化である。 スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、<u>人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず</u>、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、<u>スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。</u>	[同左] スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会<u>が確保されなければならない。</u>

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。 また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。 スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。<u>また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。</u>これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。<u>さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。</u> そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。	[同左] [同左] スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。 <u>また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。</u> [同左]
---	---

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、<u>多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参加すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。</u> ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。	このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の<u>重要性</u>に鑑み、スポーツ立国を実現することは、<u>21世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。</u> [同左]
---	--

2. 基本理念の見直し（第2条関係） スポーツの振興に関する基本理念として、次の事項を追加しています。

- ①スポーツによる地域振興の推進
- ②スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現
- ③スポーツによる共生社会の実現
- ④国際的な規模のスポーツの競技会の例示

※これらに加えて、前文で追加明示した事項が基本理念にも追加規定されています。

改正後	改正前
（基本理念） 第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、<u>人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現すること</u>を旨として、推進されなければならない。 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成	（基本理念） 第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。 2 [同左]

に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間	
--	--

性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。 以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなる<u>こと等により、地域振興に資する</u>よう推進されなければならない。 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られる<u>とともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資する</u>よう推進されなければならない。 5 スポーツは、<u>障害者をはじめとする全ての国民</u>が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度<u>その他の事由</u>に応じ必要な配慮をしつつ、<u>共生社会の実現に資する</u>ことを旨として、推進されなければならない。 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、<u>デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会</u>その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理	3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（<u>プロスポーツの選手を含む。以下同じ。</u>）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。 7 [同左]
---	--

解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。 8 スポーツは、<u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他の関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。</u>	8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。
--	--

3. スポーツ団体の努力義務の追加（第5条関係）

スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする
ことが規定されます。

改正後	改正前
(スポーツ団体の努力) 第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。 2 <u>スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。</u> (削る)	(スポーツ団体の努力) 第5条 [同左] 2 <u>スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。</u> 3 <u>スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。</u>

4. 相互に連携及び協働を図る民間事業における分野の明記（第7条関係）

相互に連携及び協働を図る者の一つである民間事業者について、「スポーツ、文化芸術」が、分野の例として法律上明記されます。

改正後	改正前
(関係者相互の連携及び協働) 第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び<u>スポーツ、文化芸術その他の分野の</u>民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。	(関係者相互の連携及び協働) 第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

5. 地方スポーツ推進計画に関する見直し（第10条関係）

地方スポーツ推進計画に関し、次のような見直しを行っています。

- ①都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨を明記しています。
- ②スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨を追加しています。

改正後	改正前
(地方スポーツ推進計画) 第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、<u>単独で又は共同して</u>、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 <u>2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。</u> <u>3 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</u>	(地方スポーツ推進計画) 第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 (新設) <u>2</u> [同左]

6. 基本的施策の拡充等

(1) スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第3章第1節関係）

★印は、地方公共団体も施策実施の主体となっているものです。①まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）★

②スポーツ事故の防止等に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応についての留意★

③スポーツに関する諸科学の例示の追加

④スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備等★

⑤部活動の地域展開等をはじめとする発達段階（中学校★・高等学校★・大学）に応じたスポーツの推進等★

⑥スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示等

改正後	改正前
第3章 基本的施策 第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等 (スポーツ施設の整備等) 第12条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。 3 <u>国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用</u>に当たっては、<u>スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。</u> (スポーツ事故の防止等) 第14条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、<u>スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識</u>	第3章 基本的施策 第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等 (スポーツ施設の整備等) [同左] [同左] (新設) (スポーツ事故の防止等) 第14条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識

(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。 第15条 削除 (スポーツに関する科学研究の推進等) 第16条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 (略) (スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用) 第16条の2 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。 2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用	を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (新設) (スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決) 第15条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。 (スポーツに関する科学研究の推進等) 第16条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 (略) (新設)
---	--

ための施策の推進を図るよう努めるものとする。

- 3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとする。
(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに

<u>親しむ機会の確保)</u> 第16条の3 <u>国、地方公共団体及びスポーツ団体</u> <u>は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	(新設)
(学校における体育の充実) 第17条 <u>国及び地方公共団体</u>は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 <u>(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)</u>	[同左]
第17条の2 <u>地方公共団体</u>は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。)の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体(第21条及び第22条第1項において「地域スポーツクラブ」という。)その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 2 <u>国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。</u> <u>(高等学校の生徒のスポーツの推進)</u>	(新設)

第17条の3 国、<u>地方公共団体</u>及びスポーツ団体は、<u>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>（大学におけるスポーツの推進等）</u> 第17条の4 国は、<u>大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>（スポーツ産業の事業者との連携等）</u> 第18条 国は、<u>スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>	（新設） （新設） （スポーツ産業の事業者との連携等） 第18条 国は、<u>スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>
--	---

(2) 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備 (第 3 章第 2 節関係)

標記に関する基本的施策として、次の事項を追加しています。いずれも、地方公共団体は、その施策実施の主体となっています。

①多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保 (スポーツホスピタリティ)

②情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実 (e スポーツ)

改正後	改正前
第 3 章 基本的施策 第 2 節 多様なスポーツの機会の確保のための 環境の整備 (地域におけるスポーツの振興のための事業への 支援等) 第 2 1 条 国及び地方公共団体は、国民がその興味 又は関心に応じて身近にスポーツに親しむこと ができるよう、 <u>地域スポーツクラブ</u> が行う地域 におけるスポーツの振興のための事業への支 援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うた めの指導者等の配置、住民が快適にスポーツを	第 3 章 基本的施策 第 2 節 多様なスポーツの機会の確保のため の環境の整備 (地域におけるスポーツの振興のための事業への 支援等) 第 2 1 条 国及び地方公共団体は、国民がその興 味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむこ とができるよう、 <u>住民が主体的に運営するスポ ーツ団体 (以下「地域スポーツクラブ」とい う。)</u> が行う地域におけるスポーツの振興のため の事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポ ーツ

行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 <u>(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)</u> 第 2 1 条の 2 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 (スポーツ行事の実施及び奨励) 第 2 2 条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。 2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。 (スポーツの日の行事) 第 2 3 条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 2 条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。 (野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励) 第 2 4 条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のた	を行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 (新設) [同左] [同左] [同左]
--	--

めに行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 <u>（情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実）</u> 第24条の2 <u>国及び地方公共団体</u>は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。 2 <u>スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。</u>	（新設）
---	-------------

(3) 全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定についての所要の改正（第3章第3節関係）

- ①名称の変更（全国パラスポーツ大会・公益財団法人日本パラスポーツ協会等）〔全国パラスポーツ大会への名称変更は、令和13年1月1日施行〕
- ②国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義の明示等
- ③国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保
- ④企業等が果たす役割の明示

※国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会は国と都道府県が共同して開催することとされている点を除き、いずれも国が施策の主体となるものであるため、新旧対照表の掲載は割愛します。

(4) スポーツの公正及び公平の確保等（第3章第4節関係・新設） 標記に関する基本的施策として、次の施策が追加されています（(3)は、規定する位置の変更です。）。

なお、**地方公共団体が施策の主体となるのは、★を付けた①だけです。**

- ①暴力等の防止★
- ②スポーツに係る競技の不正な操作等の防止
- ③ドーピング防止活動の推進
- ④スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等

改正後	改正前
第3章 基本的施策 第4節 スポーツの公正及び公平の確保等 (暴力等の防止) 第29条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット^{ひぼう}上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。 2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。 (スポーツに係る競技の不正な操作等の防止) 第29条の2 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (ドーピング防止活動の推進) 第29条の3 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本ア	(新設) (ドーピング防止活動の推進) 第29条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成13年9月16日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 (新設) (新設＝旧第29条)

<u>ンチ・ドーピング機構（平成13年9月16日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）</u>	
<u>第29条の4 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>2 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。</u> <u>（スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等）</u>	（新設）
<u>第29条の5 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。</u> <u>2 スポーツ団体は、第9条第2項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。</u>	（新設）

7. スポーツの振興のために必要な資金等（第36条関係・新設）

スポーツの振興を通じたスポーツに関する知識、人材及び資金の好循環の実現を国の努力義務とし、国に、地方公共団体が行うスポーツ振興事業に要する資金等を得るための措置を講ずることを義務付けることとしています。資金の支給を受けた地方公共団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献する努力義務が課されます。

改正後	改正前
<u>（スポーツの振興のために必要な資金等）</u> <u>第36条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。</u> <u>2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。</u> <u>3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。</u>	（新設）